

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 の一体的推進について（予算編）



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働活動推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

今回お話しする内容

1. 令和4年度概算要求について
2. 予算執行上の注意及び
今後のスケジュールについて

1. 令和4年度概算要求について

(1) 学校を核とした地域力強化プラン	・・・ 3頁
(2) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」	・・・ 4頁
(3) 令和4年度概算要求のポイント	・・・ 5頁
(4) 学校と地域の新たな協働体制の構築の ための実証研究	・・・ 12頁
(5) その他の文部科学省の取組	・・・ 14頁

1 (1) 学校を核とした地域力強化プラン

令和4年度要求・要望額 9,243百万円
(前年度予算額 7,338百万円)



背景・課題

- ▶ 少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景に、**子供たちを取り巻く地域力が衰退**。
- ▶ 各地域が抱える課題は様々であり、**各地域の課題に応じた取組が必要**。
- ▶ 「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けて、**学校・家庭・地域の連携・協働による取組が必要不可欠**。

学校を核として**地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業等を展開**することで、**まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成**するとともに、**一億総活躍社会及び地方創生の実現**を図る。



学校を核とした地域力強化プラン 事業内容

・地域の特色ある活動を柔軟に支援
・様々な活動を組み合わせて実施

【地域と学校の連携・協働体制構築事業】 8,548百万円 (6,755百万円)

各地方自治体において、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。

【地域における家庭教育支援基盤構築事業】 125百万円 (75百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会の提供や相談対応の実施に加え、児童虐待や不登校などの課題に対応するための支援員等に対する研修の強化、専門人材も活用した家庭へのアウトリーチ型支援の実施などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しする。

【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】 338百万円 (338百万円)

「スクールガード・リーダー（防犯の知識を有する者）」「スクールガード（学校安全ボランティア）」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

【地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業】 20百万円 (5百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【健全育成のための体験活動推進事業】 120百万円 (99百万円)

宿泊を伴う様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。
また、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】 8百万円 (8百万円)

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【地域と連携した学校保健推進事業】 25百万円 (8百万円)

養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、**一億総活躍社会、地方創生を実現**

1 (2) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和4年度要求・要望額 8,548百万円
(前年度予算額 6,755百万円)



背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**学校と地域が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021
(令和3年6月18日閣議決定)
5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、…(略)

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。

(2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図るとともに**、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。

(3) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 件数・単価：10,000箇所（本部）× 78万円
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
①登下校に関する対応
②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
③児童生徒の休み時間における対応
④校内清掃
⑤部活動の補助
- 地域における学習支援・体験活動(放課後等における学習支援活動等)

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

1(3)① 令和4年度概算要求のポイント①

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図るため、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を引き続き要求。

(1) 補助要件 ※両補助要件を満たす必要あり。

○ 令和3年度から引き続き、以下2点を補助要件として設定。

要件①：コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

⇒ 地教行法に規定する「学校運営協議会制度」をいう。

⇒ 令和4年度から「検討を始める」場合も可とする。／ 市区町村単位での計画で可。

要件②：地域学校協働活動推進員を配置すること

⇒ 地域学校協働活動推進員に準ずるもの（地域コーディネーターなど）も含む。

(2) 補助対象

○ 令和3年度から引き続き、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化。

活動①：「学校における働き方改革」を踏まえた学校支援活動

活動②：学校の教育目標や内容等を踏まえた学習支援・体験活動

⇒どちらの活動も学校と地域が連携・協働することが重要。

※新型コロナウイルス感染症に対応した活動に係る経費として、消耗品（一部活動をオンラインで実施するために必要な経費、感染症予防のために必要となる消毒液などの経費）を購入することも可能。

1(3)② 令和4年度概算要求のポイント②

(3)「地域学校協働活動」の総合化・ネットワーク化及びコミュニティ・スクールとの一体的推進のための体制整備

- 地域学校協働本部の設置促進（9,000本部→10,000本部）
- 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化（27,000人→30,000人）
- 地域学校協働活動推進員の資質向上
 - ・「第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）」を踏まえ、2022年までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を整備。
 - ・「『学校における働き方改革』を踏まえた活動」「地域における学習支援・体験活動」といった個別の取組を、地域学校協働活動推進員等のコーディネートのもと、総合的に実施。
 - ・「地域学校協働活動推進員」のうち、総合調整・事務局機能を持つ人材への支援として、十分な活動時間・日数を確保するための経費を計上し機能を強化。（イメージとしては学校に常駐できるくらいの活動日数を想定）
 - ・「地域学校協働活動推進員」の資質向上をはかるため、研修等への参加に必要な経費を計上。

(4) 都道府県等による伴走支援体制の構築

- CSアドバイザー（仮称）の配置（都道府県・政令市）
 - ・学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築、円滑な実施に向けて、域内市区町村や学校等に助言を行うアドバイザー配置のために必要な経費を計上。

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もあり得る。

1 (3) ③ 補助事業上の人員の役割イメージ

地域と学校の連携・協働体制を構築するため、地域の実情に応じて、補助事業上の実施要領に示す人員を配置しながら、コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働本部の設置に向けて取り組むことができる。

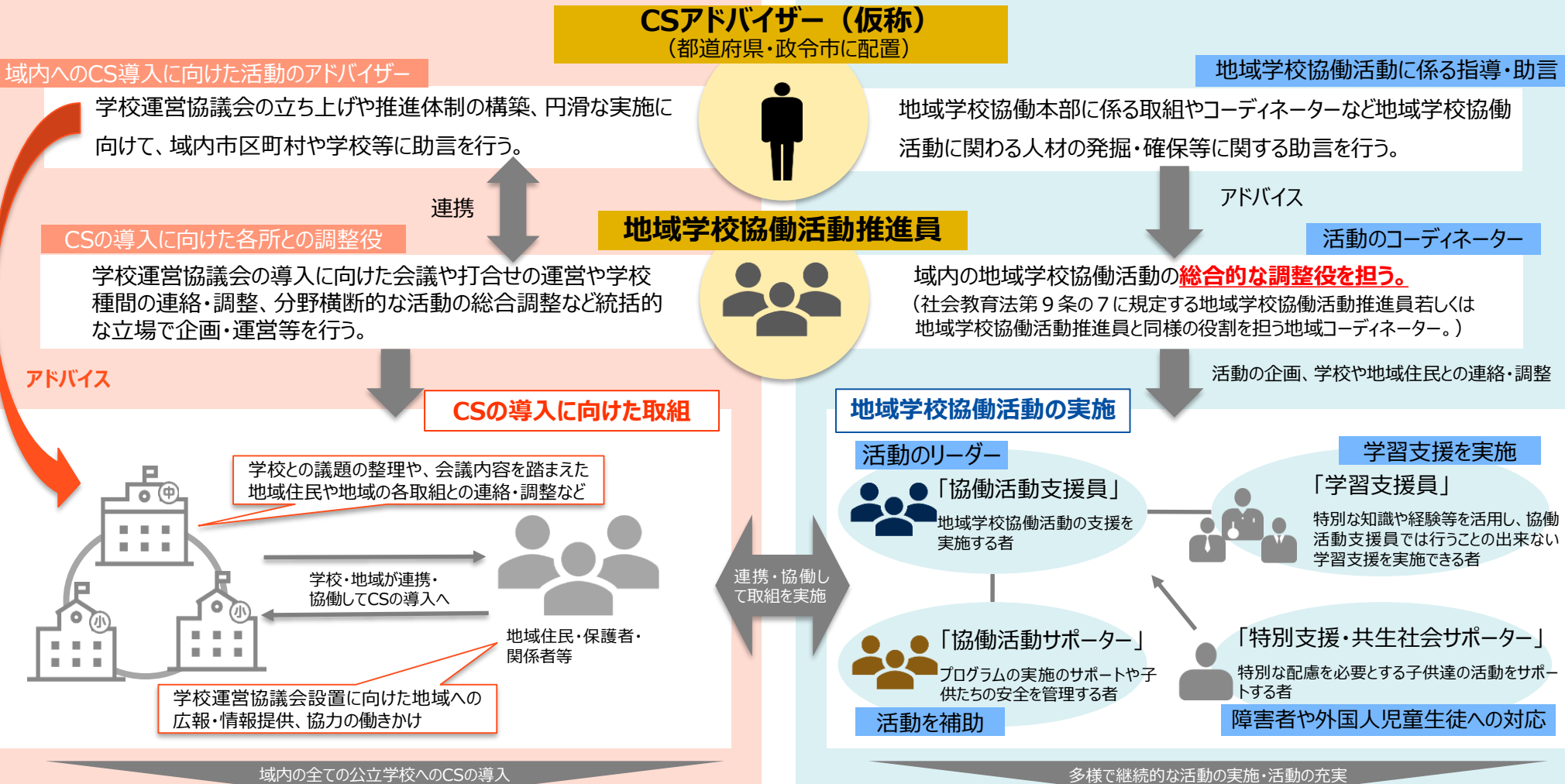
アドバイザー及び地域学校協働活動推進員が双方に関わることで、一体的に推進することができる。

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もありうる。

※以下のイメージは予算積算上のモデルであり、これ以外の体制もありうる。

コミュニティ・スクールの導入に向けた取組

地域学校協働活動の実施（地域学校協働本部）



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するための体制の構築

1(3)④ 地域学校協働本部とは

地域学校協働本部 の定義 (中教審答申より)

- 社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。

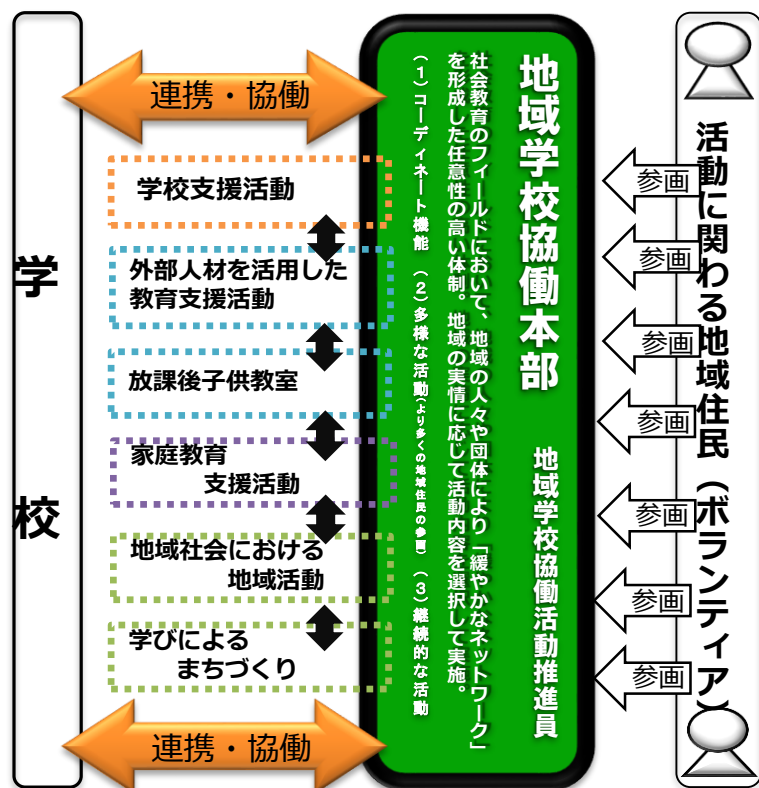
【地域学校協働本部の3つの要素】

- ①コーディネート機能
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

体制（ネットワーク）なので、
3要素が揃っていれば、必ずし
も会議体や事務所を設けないと
いけないものではない

- 地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方向へ発展させていく
 - 「支援」 → 「連携・協働」へ
 - 「個別の活動」 → 「総合化・ネットワーク化」

イメージ



なぜ地域学校協働本部を整備するのか？ ～3つの要素から～

①コーディネート機能

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
- 様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

②多様な活動

- 多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
- 実施する活動が多種多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

③継続的な活動

- 関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
- 様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

1 (3) ⑤「学校における働き方改革」を踏まえた活動

(前年度予算額 6,755百万円)

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和4年度要求額 8,548百万円)

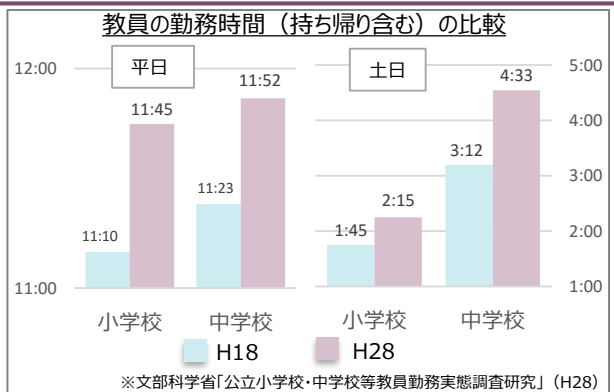


内容

地域と学校が教育目標を共有しながら、それぞれの役割を熟議し、両者が連携・協働して行う教育活動や教育支援活動

現状と課題

学校の役割の拡大に伴い、教員の業務量・勤務時間が増加。



保護者や地域住民等との適切な役割分担を進め、子供たちの成長のために、教員が真に行うべき業務に注力できるようにする必要がある

地域学校協働活動として「学校における働き方改革」を実施

- 学校を地域に開くことにより、**学校や教員、子供を取り巻く状況や課題等を地域や家庭と共有することが可能。**
- 地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、多様な人々とのかわりを通じ、学校内外を通じた子供の生活が充実、活性化

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることで、**地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る**

地域学校協働活動※

「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校・家庭・地域の連携・協働のもと、それぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うため、地域住民等の協力により、「学校における働き方改革」に取り組む。

連携・協働

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

協働活動支援員等
(「学校における働き方改革」を踏まえた活動を中心となり実施)

参画

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の様々な地域人材

【「学校における働き方改革」を踏まえた活動の例】

- ・登下校に関する対応（安全確保、見守り等）
- ・放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
- ・児童生徒の休み時間における対応
- ・校内清掃
- ・部活動の補助（安全管理等）



- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な地域人材の参画を得て実施
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と一体的に推進することにより、学校の抱える課題を関係者で共有し、効果的に活動を実施することが可能
- 慣習的に学校が担ってきた役割等について学校・家庭・地域の役割を関係者で熟議しながら、それぞれが連携・協働して取り組むよう見直し
- 学校支援に関する活動の他、地域住民等の参画により、学校の教育活動をより豊かにするための取組や、学校行事への地域住民の参画等も可能
- 地域学校協働活動の一環として、協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

1 (3) ⑥ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

(前年度予算額 6,755百万円)

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和4年度要求額 8,548百万円)



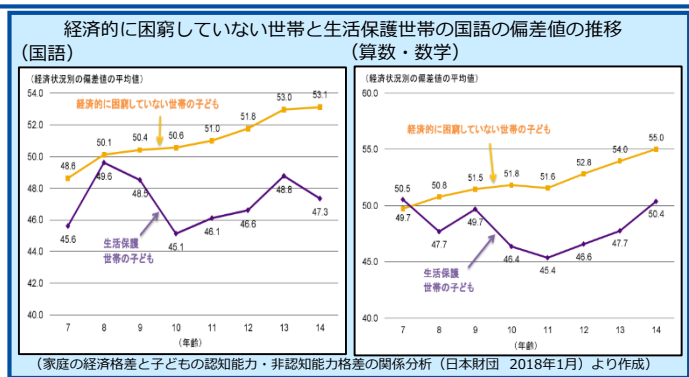
内容

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることで、地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る

地域学校協働活動※

- 学校の教育活動、授業内容等の共有
- 宿題実施にあたっての指導方法等の共有
- 学校で実施できなかった体験活動や実験等の実施依頼

連携・協働

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

学習支援員・協働活動支援員等
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の様々な地域人材

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談
- ・ 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

Withコロナ、Afterコロナ社会における地域学校協働活動の取組事例 (兵庫県三田市)

学校の休校や講座・イベントの自粛等が続く中で、地域の様々な人材が連携・協働し、工夫された取組を実施することで、子供たちの様々な体験・学習の機会を提供（オンラインを活用した地域学校協働活動）

「こうみん未来塾」

(市全域を対象とした取組)

取組の概要

大学・高等学校・博物館、企業や地域人材など、市のあらゆる人材と協働し、子どもたちに「本物に触れる」体験講座を実施（三田市の偉人「蘭学者 川本幸民」にちなんで名付けられた）

工夫

「こうみん未来塾“おうちでこうみん”」と題し、講師等の協力により、プログラムの一部を自宅でも体験できるツールとして動画や教材を作成し、市のホームページで紹介

内容

- ◆講師自作の動画
- ◆ペーパークラフト
- ◆プログラミングツール
- ◆博物館所蔵の貴重映像

など、幅広い分野の多彩なコンテンツを集約して掲載

※著作物については制作者等の承諾を得て紹介



関係者の声

【保護者】

「子どもの興味の幅が広がることが期待できる。」

【講師】

「講座やイベントを自粛する中でも、プログラムを知ってもらう機会になった。」
「子どもの学ぶ機会・体験する機会を提供する新たな手法が見いだせた。」



「放課後子ども教室」

(各学校区での取組)

取組の概要

各学校区の地域が主体となって、学習支援や将棋・スポーツなどの地域の先生講座や、地域を巻き込んだ交流イベントを実施

工夫

「放課後子ども教室“おうちで寺子屋”」と題し、地域の方が作成した活動プログラムの一部等を市のホームページで紹介
地域の放課後子ども教室独自のホームページを立ち上げ

内容

- ◆算数が楽しく取り組めるプリント
- ◆親子クッキングレシピ
- ◆将棋の問題
- ◆家でできるトレーニング動画

など、自宅で行えるコンテンツを紹介

※著作物については制作者等の承諾を得て紹介



関係者の声

【保護者】

「いろんなコンテンツがあって子どもの興味の幅が広がり、親子で取り組めば会話ははずむので助かっている。地域の人々の温かさを感じる。」

【地域の支援者】

「様々な活動を自粛するなか、子どもや保護者のために少しでもできることがあって、活動者自身が元気をもらっている。」

目的

学校を核として地域力の強化を図るためには、保護者や地域住民が学校や子供たちの教育活動に参画し、支援をするだけでなく、学校が地域コミュニティの中核となる双方向の協働体制の構築を図るとともに、企業・団体等が協力して学校を核とした関係者のネットワークの構築を図る必要があることから、先進モデル開発のための実証的な共同研究等を行う。

事業概要

(1) 地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究

- **ポートフォリオを活用**している自治体において、経年比較を行い、コミュニティ・スクールの運営が長期的にどのような影響を与えるかを検証する。**高等学校段階**においても、ポートフォリオを活用し、取組の過程を通じてコミュニティ・スクール・地域学校協働本部の導入に向けての指導助言を実施する。
- 自治体における**成果を集約し、比較・分析**することにより、全国的な取組の推進につなげる。
- 件数・単価：1団体（民間企業等）×約20百万円

事業イメージ

文部科学省

委託

民間企業等

再委託

集約
分析

都道府県等（3カ所程度）

- ✓ 地域と学校の連携・協働体制について、ポートフォリオを活用し、効果等を検証
- ✓ 取組の過程を通じ、所管の学校へのCS・地域学校協働本部の導入を促進

連携

(2) 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

- 地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした**フォーラムを開催**。
- 関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちにおける教育活動の質向上を図る。
- 3～4地域での実施を想定。
- 件数・単価：1団体（民間企業等）×約8百万円

【参考：令和2年度の開催実績】

会場	日時	場所
愛媛デジタルフォーラム (※1)	11月5日 (木)	WEBを活用 オンデマンド及びライブ配信
東京デジタルフォーラム (※1)	12月21日 (月)	WEBを活用 オンデマンド配信
栃木デジタルフォーラム (※1、2)	2月26日 (金)	WEBを活用 オンデマンド配信

※1 会場に集まる形でのフォーラムではなく、WEB等を活用したフォーラム形式

※2 栃木デジタルフォーラムは、「2020 全国コミュニティ・スクール研究大会」との共同開催。

目標

- 全ての公立学校における学校運営協議会制度の導入
- 全小中学校区における地域学校協働活動の推進

「社会に開かれた教育課程」の実現
に向けた基盤となる体制の構築

1 (4) ① 2021年度文部科学省「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催予定

地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催。関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちの教育活動の質の向上を図る。

会場	日時	手法・場所	テーマ・内容（調整中）	主催 委託先：株式会社Edo
愛知会場	8月26日（木）	WEB配信 ※会場参加は中止	学校と地域の絆で築く子どもの未来 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～	・文部科学省 ・愛知県教育委員会
三鷹市会場	11月6日（土）	WEB配信 ※会場参加は中止	コミュニティ・スクールから始まる スクール・コミュニティの創造 ※「全国コミュニティ・スクール研究大会」との共同開催	・文部科学省 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・三鷹市教育委員会
石巻市会場	11月19日（金）	マルホンまきあーとテラス（WEB配信併用）	「復興」から「創生」へ ～地域と共に築く子どもたちの輝く未来～	・文部科学省 ・宮城県教育委員会 ・石巻市教育委員会
九州・沖縄（WEB会場）	1月21日（金）	WEB配信	社会に開かれた教育課程の実現に向けて ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～	・文部科学省 協力 九州・沖縄8県教育委員会

<参考> R2年度実績

日時	会場	テーマ	手法
11月5日（木）	愛媛会場	これからの学校づくりと地域づくり 「社会に開かれた教育課程」から	WEB開催
12月21日（月）	東京会場	これからの学校と地域 CSマイスター大集合！知る・学ぶ、そしてやってみる！	WEB開催
2月26日（金）	栃木会場	多様化する社会に求められるコミュニティ・スクールの未来像 ※「全国コミュニティ・スクール研究大会」との共同開催	WEB開催

1 (5) ① CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- 各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた説明等を必要とする地域に対して、CSマイスターを派遣し、講話や助言を行うとともに、CSの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図る教育委員会等に対する継続的な助言及び支援、その他コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために必要な支援を行うもの。

令和3年度CSマイスター名簿 (36名)

青井 静	香川県飯山中学校区地域学校協働本部コーディネーター ※	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
赤松 梨江子	徳島県東みよし町立三加茂中学校 事務室長	高野 睦	秋田県由利本荘市立西目中学校 校長 ※
朝倉 美由紀	埼玉県ふじみ野市立大井小学校 校長 ※	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校の未来 代表理事
新谷 さゆり	岐阜県白川村教育委員会事務局 社会教育主事	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 顧問・統括施設長
安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校 校長	出口 寿久	北海道科学大学 教授
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表理事 ※
今泉 良正	一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟 理事長	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表	西 祐樹	福岡県春日市財政課 主任 ※
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事 ※	布川 元	山形県大石田町教育委員会 元教育長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
風岡 治	愛知教育大学 教授	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 教育長 ※
岸 裕司	スクール・コミュニティ研究会 代表	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
黒瀬 忠行	高知県佐川町立黒岩小学校 校長	増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	山口県地域連携教育推進協議会 顧問	宮田 幸治	広島県府中市教育委員会学校教育課 主幹
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長 教授
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 栃木公民館係 社会教育指導員	安田 隆人	岡山県浅口市立寄島小学校 校長 ※
相田 康弘	山口県教育庁義務教育課 主幹	四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

CSマイスター派遣実績

- 令和元年度 延べ595箇所
- 令和2年度 延べ339箇所

(※は新規)

1(5)② 学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

令和3年度 文教関係地方財政措置

◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



来年度以降も、引き続き、地方交付税として地方財政措置を申請予定。

【留意点】

地方財政措置される以下の費用は本補助金の補助対象外となる

- ・学校運営協議会委員報酬
- ・会議費

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

1 (5) ④新・放課後子ども総合プランを一層推進するためのポイント

－関係者との連携－



背景

文部科学省と厚生労働省では、平成30年9月14日に「新・放課後子供総合プラン」（2019年度～2023年度）を策定し、**全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。**

一体型

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室のプログラムに参加できるもの。

関係者の連携・協働

➤ 放課後児童クラブも放課後子供教室も、通うのはその学校の児童

⇒ 同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者が、**立場を超えて放課後児童対策に取り組むことが重要。**

教育部局と福祉部局の連携



● 子供の最善の利益をいかに実現していくかは、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず、**放課後児童対策全般に強く求められている。**

● **学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図ることが重要。**

学校と事業の関係者の連携

● 特に両事業を**小学校内で実施する場合は**、連携が図りやすい環境にあることを活かし、**日常的・定期的に情報共有を図ることが重要。**

● **学校運営協議会において情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要。**

● 地域と学校が連携・協働し、子供の地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、多様な人材の参画を促進し、**社会総掛かりでの教育の実現が重要。**

地域学校協働活動の一環として推進



● 両事業を一体的に実施することにより、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを実施することが必要。

● **地域学校協働活動推進員等が中心となって共通プログラムの内容充実を図ることが望ましい。**

学校施設の徹底活用

➤ 学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所

⇒ **学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進。**

責任体制の明確化



● 学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、**実施主体は学校ではなく教育委員会、福祉部局等となる。**

● あらかじめ事故が起きた場合の対応などの取決めについて協定を締結するなど、**学校施設の使用にあたって学校や関係者の不安感が払しょくされるよう努めることが必要。** ※参考※ 令和元年7月4日付「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて（通知）」

余裕教室等の活用



● 各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましく、**使用できる余裕教室がないか十分協議することが必要。**

● 市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

● **余裕教室に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペース等について一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。**

総合教育会議の活用



➤ 総合的な放課後対策の必要性

⇒ 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図ることも重要。

国全体の目標 (関連部分抜粋)

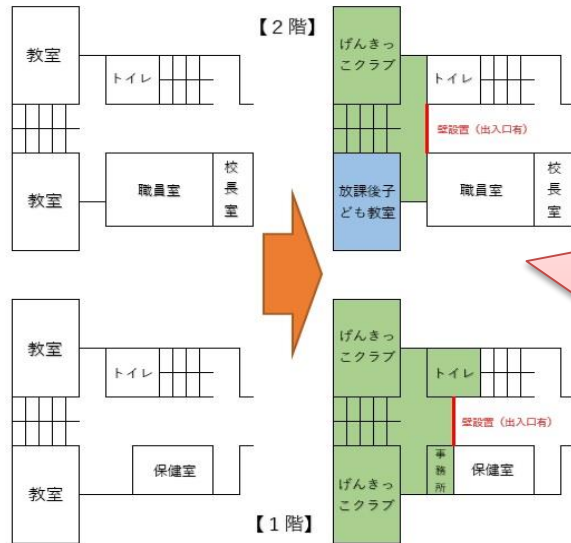
- ◆ **全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について1万カ所以上で実施することを目指す。**
- ◆ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室等を整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用。**
- ◆ 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ◆ 既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

**全ての児童の
安全・安心な
居場所の確保
を実現**

余裕教室等の活用事例

貞光小学校 徳島県つるぎ町

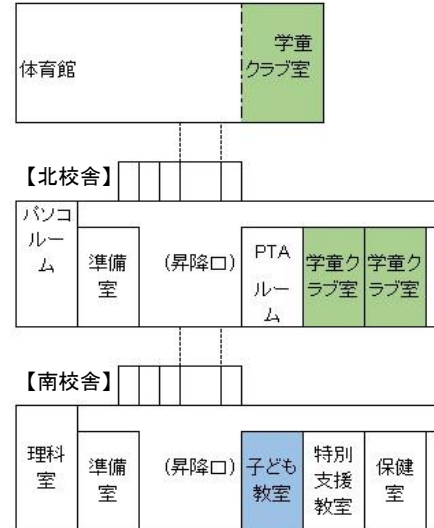
【貞光放課後子ども教室】【貞光げんきっこクラブ】



小学校の改装に伴い、余裕教室4部屋を放課後児童クラブに転用した。平成27年度から校区で放課後子供教室を開始、平成28年度から児童クラブで使用していた1部屋を放課後子供教室で活用し、一体型として実施している。

小平第八小学校 東京都小平市

【小平第八小放課後子ども教室】【小平第八小学童クラブ】



放課後子供教室及び学童クラブは、以前より学校に設置され一体型として運用されていたが、学童クラブ入会児童数の増加に伴い、学童クラブ室として平成30年度に1部屋、平成31年度にさらに1部屋を転用し、学童クラブ室は現在3部屋となっている。

◇学校施設徹底活用の工夫

最初の1部屋は、体育館の準備室を活用して学童クラブ室に転用した。あとの2部屋も様々な目的で学習活動等に利用されてきた教室であったが、平成30年度に学童クラブ室とする際に、教室配置の調整を学校に依頼し転用。また平成31年度には、低学年が中心の学童クラブのために、1階ランチルームを学童クラブ室とし、3階教室をランチルームへと改修して使用している。

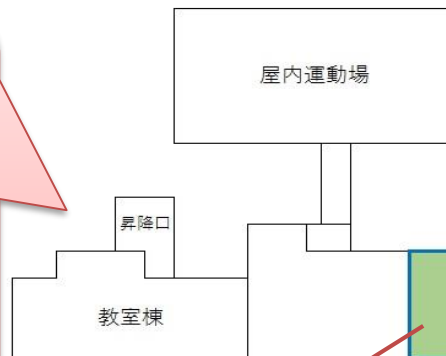
体育館・校庭は、そのつどの手続きなしで活用できるように取り決めを行っている。

- ・放課後子供教室は平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- ・高学年の授業時間への配慮や移動のための動線確保により、放課後子供教室と放課後児童クラブが一体型として円滑に活動。

大浜学園(大坂小学校・千浜小学校) 静岡県掛川市

【大浜学園放課後子ども教室】【千浜小学童保育所】

1階は、余裕教室を転用して学童占有スペースとした。課業日の放課後は体育館を主な活動場所とし、夏季休業日等は2階の図書室も含め放課後子供教室のプログラム実施に活用している。



1階…学童占有スペース
2階…図書室(放課後子供教室)

1 (5) ⑤ コミュニティ・スクール 地域学校協働活動 ～ 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ (文部科学省) ～

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者・地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問合せ 2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方 | 学校教職員の方 | 地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方 | 保護者・地域の方 | 企業・団体の方

ホーム | 国の取組 | 全国の実事例 | 企業等による教育プログラム | 関連資料・パンフレット

地域みんなの力で
子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。

一時停止

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関するパンフレット等

◇ これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き （令和元年度版）

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



1 (5) ⑥ 土曜学習応援団について

～企業・団体等の出前授業により、特色・魅力ある教育活動を推進～

文部科学省では、平成26年4月より子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同(御参画)いただき、土曜日ははじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進。(令和3年9月段階で838団体が賛同)



土曜学習応援団に賛同した
様々な企業・団体・大学等

教育活動への協力依頼

学校・教育委員会
地域の教育団体等

* 幼稚園・保育園～高校までを対象、他に、親子での参加も可能
* 土曜日ははじめとして夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等を対象



ホームページ等による
応援団の情報提供

☀ 土曜学習応援団が、出前授業等の講師として参加している事例



化学の不思議を伝える
「化学実験教室」



災害に備える力を養う
「防災教室」



地球温暖化を考える
燃料電池を使用した
「発電実験教室」

土曜学習応援団 (学校と地域でつくる学びの未来HP内)
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>

* 賛同企業等の一覧や各企業等の取組を紹介

2. 予算執行上の注意及び今後のスケジュールについて

(1) 事業実施における注意事項 ……23頁

(2) 事業のスケジュール ……32頁

2 (1) 事業実施における注意事項①

【要注意：不適切経理について】

不適切経理（返納）案件が多発しています。

- 実績報告書提出前の確認を強化（複数名による確認を）
- 都道府県においては、間接補助先が提出する会計書類を、文科省に提出する前にしっかりと確認することが必要

〈よくある「不適切経理」の事例〉

- 謝金の**二重払い、過払い**（出勤簿等の確認漏れや、放課後子供教室の標準的な日数・時間を超えた支出など）
 - 消耗品の**年度末執行**（年度末における年度内に使用しないコピー用紙の大量購入など）
 - 本補助事業における**補助対象外経費**に該当する支出（備品、子供たちの保険料、修繕費、料理教室等における子供たちの食材費など）
 - 補助金担当者と事業実施担当者が異なることによる実績報告書の誤り
- 不適切経理が発生した場合は、**全ての会計書類の提出を求めます。**

2 (1) 事業実施における注意事項②

【これまでの補助金返納事案】

以下の事案について、補助金の執行上不適切なものとして返還措置を講じています。

〈事案の概要〉

- 地域学校協働活動推進員への謝金の支払いについて、実際の活動時間に謝金単価を乗じた金額のみを国庫補助対象としていたところ、実際には活動していない時間（有給休暇等）を含めて補助対象経費を算定していた。
- 放課後子供教室を児童館で実施する際、児童館職員を「放課後子供教室に従事させる者」として兼務させていたが、児童館職員として勤務している時間と放課後子供教室に従事している時間との切り分けができておらず、実際に従事した時間に基づかない方法で謝金の支払金額を算定していた。
- 年度の途中までは実績額を計上していたものの、年度の途中以降は支出見込額を実績として実績報告書に計上し、実際の支出額が報告書における補助対象経費とは異なる額となっていた。

2 (1) 事業実施における注意事項③

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈備品と消耗品の違い〉

本補助金においては、一部事業における例外を除き、**備品の購入はできません**。

なお、この場合の備品とは、「**1個当たりの金額が3万円以上**」です（3万円未満のものは消耗品）。

ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。

（参照：学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領）

〈修繕費〉

学校設備などの**修繕費は補助対象外**です。

※ 放課後子供教室及び平成27年度と28年度補正予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、国庫補助率1/3の補助金において、補助対象経費として計上いただいてかまいません。ただし、「雑役務費」として取り扱うこととします。

〈保険料〉

活動に参加する**子供たちの保険料**（一部事業を除く）、ボランティア等の**雇用保険**は、補助金の**対象外**です。

※ 保険料を補助対象経費として計上する場合は、保険加入者一覧等の関係書類を保管しておく必要があります。

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈謝金〉

謝金の支給対象者であっても、日誌や活動記録などで活動時間が確認できない者への謝金は補助対象外経費です。

※ 謝金を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります（外部に業務委託を行う場合も同様です）

- ・ 出勤簿（活動時間が確認できるもの）
- ・ 領収書（又は支出命令原義書） 等

〈「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における謝金支払いに係る例〉

例①コーディネーターの謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず1日当たり2,000円と定められており、出勤簿での活動時間管理を行っていない。

⇒ 本コーディネーターに係る謝金は、全額補助対象外

例②コーディネーターの謝金単価が1時間当たり1,480円であるA市において、活動時間に関わらず、毎月30,000円の謝金を支払っている。

ある月の活動時間：20時間 → $1,480円 \times 20h = 29,600円$ ⇒ 29,600円が対象経費で、残りの400円は対象外経費

ある月の活動時間：25時間 → $1,480円 \times 25h = 37,000円$ ⇒ 全額（30,000円）が対象経費

※実際の謝金の支払いに当たっては、各事業の実施要領に基づき、適切に取り扱うこと。

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈会議費〉

補助対象経費となるのは出席した人数分の水又はお茶代のみであり、**以下のものは補助対象外経費**です。

- ・会議のための**茶菓子**
- ・**コーヒーやジュース等**
- ・**カウントできない**お茶の葉やコーヒーの粉

※ 自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。
その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。

また、**イベント参加者に対して**ペットボトルのお茶を配布したような場合は、**会議費に当たりません**ので、**補助対象外経費**です。（熱中症対策であっても、事前・事後に全員に配布するお茶は、会議費の対象とはなりません）

※ 会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります（出席者の数と、購入したペットボトルの数が一致する必要があります）

2（1）事業実施における注意事項⑥

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈旅費・交通費〉

活動に参加する子供たちの旅費・交通費など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

また、各事業におけるスタッフ、ボランティア等に対する旅費・交通費の支給の範囲、条件等については、各事業の実施要領を必ずご確認ください。

〈教材費〉

料理教室における材料費（食材費）など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

〈消耗品〉

本補助金における各事業は単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入は補助対象となりません。

2（1）事業実施における注意事項⑦

【委託費について】

よくある質問

〈事業の実施主体〉

本プランの各事業の**実施主体は都道府県、市町村**です。

したがって、**実施主体そのものが変わる形での事業の実施**（市町村への間接補助を除く団体への補助金、助成金、負担金等の支出）**はできません**。

〈委託できる業務の範囲〉

事業の**すべてを外部委託することはできません**。委託できるのは事業の一部であって、行政が直接執行するよりも効率的かつ効果的である場合です。

なお、**以下の取組は自治体が責任をもって実施すべき**であることから、**委託することはできません**。

- ・ 推進委員会・運営委員会の設置
- ・ 取組の方向性についての検討や事業の検証・評価

2（1）事業実施における注意事項⑧

【委託費について】

よくある質問

〈事業受託先による経費の支出に係る会計基準〉

外部団体に事業を委託する場合でも、会計上の基準等は自治体が直接実施する場合と同様です。

そのため、実施要領において定めのない費目（交際費や施設整備費など）は補助対象経費に計上できません。

〈委託費の精算・額の確定〉

委託費を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります。

- ・ 契約書など支出の根拠となる資料
- ・ 事業実施報告書など事業の遂行が確認できるもの
- ・ 委託業務に係る金額の確定に要する資料（スタッフの出勤簿や消耗品等に係る支出明細など）

2（1）事業実施における注意事項⑨

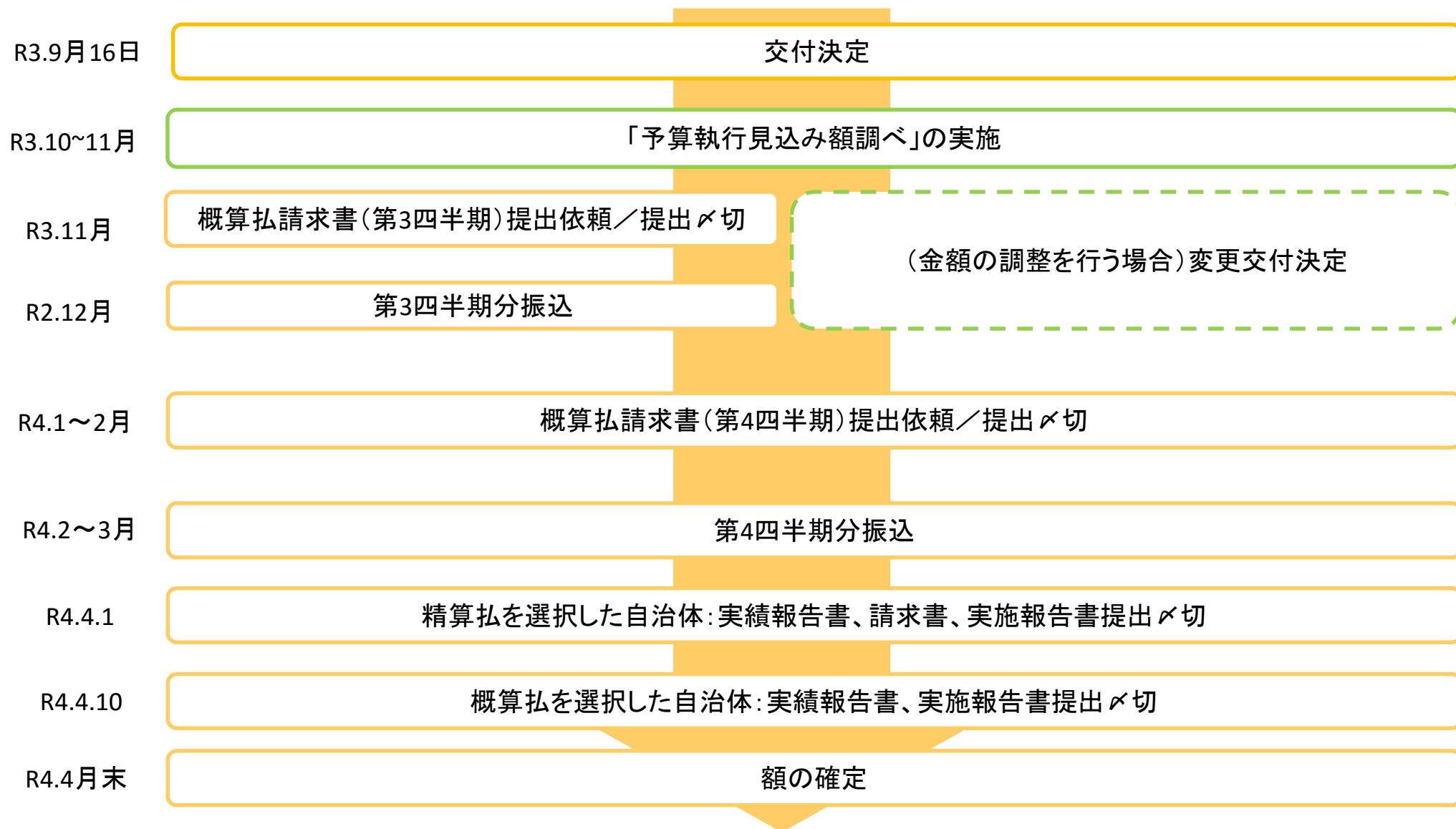
【委託費について】

よくある質問

〈その他〉

- ① 委託した業務についても、実施主体は都道府県・市町村あることから、業務受託先の取組や経費の執行に関しては十分にご確認願います。
- ② 本事業の目的は、地域住民の自主的な参画により地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進することです。
そのため、外部団体に委託する場合であっても、活動のすべてを受託先で実施するのではなく、地域住民の幅広い参画が得られるよう工夫を図るなど、本事業の趣旨を踏まえた取組をお願いいたします。

2(2)令和3年度「学校を核とした地域力強化プラン」のスケジュール(予定)



※1 実績報告書は「補助事業を完了した日から30日を経過した日又はR3.4.10のいずれか早い日」が提出期日であり、これを過ぎた場合は要綱違反となりますので御留意願います。

※2 要綱上は「※1」が提出期日ですが、確定・支払作業を効率的に行うため、できるだけ早い提出をお願いしています。

2(2)令和4年度「学校を核とした地域力強化プラン」のスケジュール(予定)

